



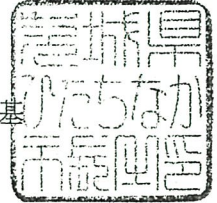
ひたちなか市告示第101号

水戸・勝田都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により水戸・勝田都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

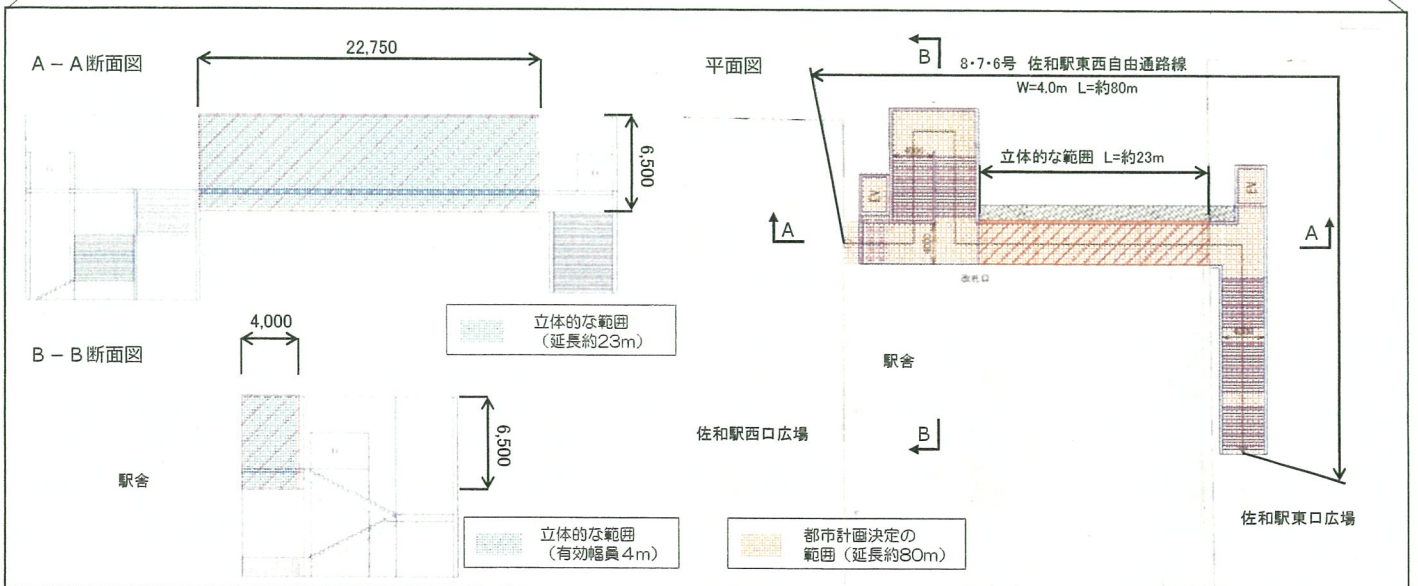
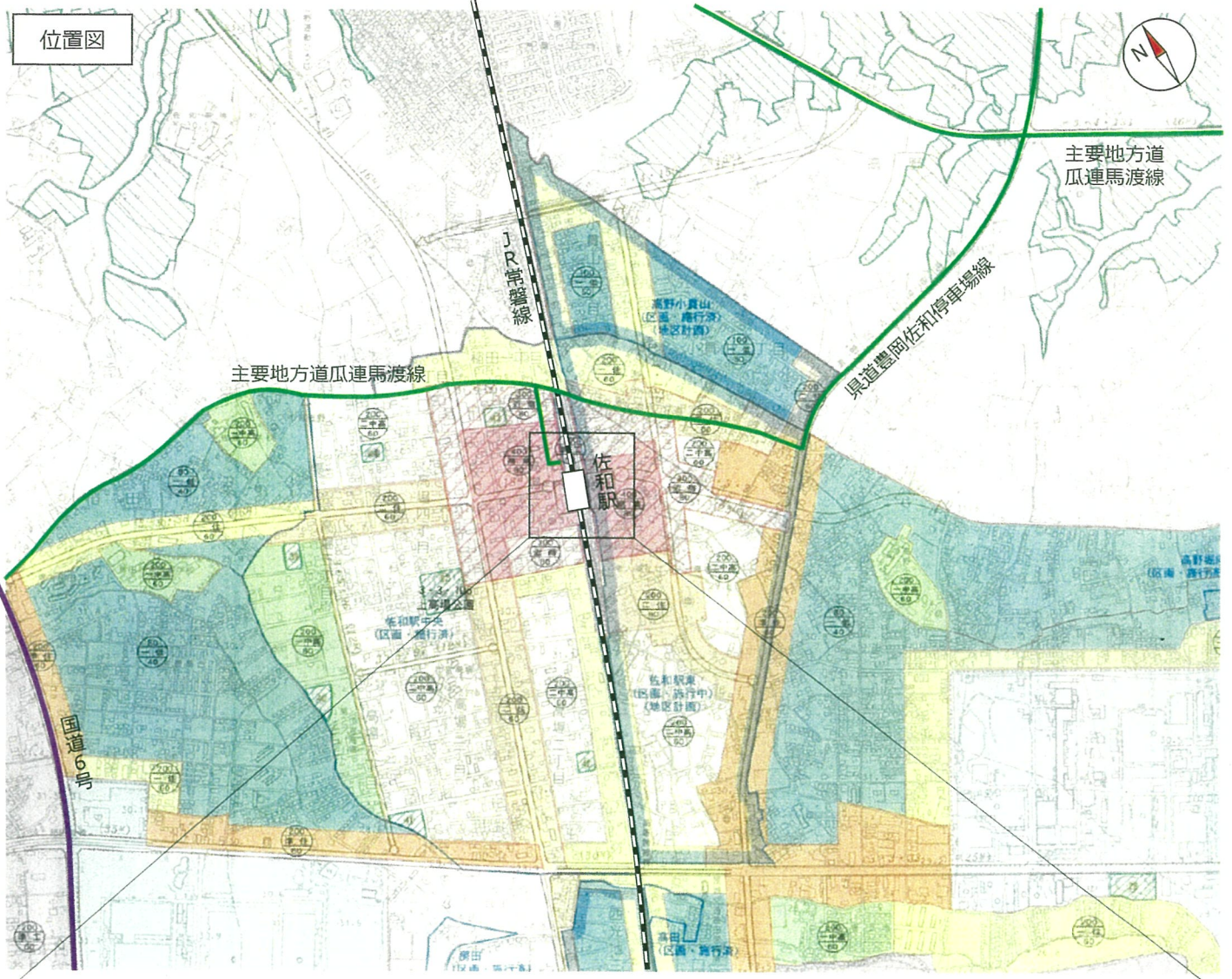
平成30年5月14日

ひたちなか市長 本間源基



- 1 都市計画の種類  
道路（8・7・6号 佐和駅東西自由通路線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
ひたちなか市大字高場字東向の一部
- 3 縦覧場所  
ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

# 水戸・勝田都市計画道路の変更（ひたちなか市決定）



## 【変更理由】

円滑な歩行者動線による安全な歩行空間の確保や鉄道線路で分断された市街地の一体化等、鉄道利用者と地域住民の利便性の向上を図るため、本案のとおり都市計画道路を追加するものである。

水戸・勝田都市計画道路の変更（ひたちなか市決定）

都市計画道路に 8・7・6 号佐和駅東西自由通路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主  な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の 区間における 鉄道等との 交差の構造	
特殊 街路	8・7・6	佐和駅東西 自由通路線	ひたちなか市 大字高場字東向	ひたちなか市 大字高場字東向	ひたちなか市 大字高場字東向	約 80 m	地表式	—	4m	J R常磐線 と立体交差	歩行者 専用道路
	立体的な範囲		ひたちなか市大字高場字東向において、立体的な範囲を定める。								

「区域、構造及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業による都市計画道路や駅前交通広場の一体的・総合的な整備に併せ、自由通路の整備及び駅舎の橋上化を実施することにより、円滑な歩行者動線による安全な歩行空間の確保や鉄道線路で分断された市街地の一体化等、鉄道利用者と地域住民の利便性の向上を図るため、本案のとおり 8・7・6 号佐和駅東西自由通路線を追加するものである。